

埼玉県立加須げんきプラザ食堂運営業者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県立加須げんきプラザの食堂運営を行わせるものとして適当なもの(以下「食堂運営業者候補者」という。)を選定するに当たり、適正な審査を行うため、「埼玉県立加須げんきプラザ食堂運営業者候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 選定委員会は、埼玉県立加須げんきプラザの食堂運営業者候補者を選定するに当たり、別に定める選定基準により、提出書類の審査等を行う。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、加須げんきプラザ所長の外、次の各号に掲げる者の中から加須げんきプラザ所長が委嘱及び任命する。

- (1) 食堂運営の有識者
- (2) 青少年教育及び生涯学習振興に関する有識者
- (3) 加須げんきプラザ職員
- (4) その他加須げんきプラザ所長が必要と認める者

3 食堂運営業者となるため申請を提出した法人その他の団体(以下「法人等」という。)の役員である者は、委員となることができない。

4 委員の任期は、食堂運営業者候補者の選定をもって終了する。

(委員長)

第4条 選定委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、加須げんきプラザ所長が務める。

3 委員長は会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、これを開催する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

(審査等)

第6条 選定委員会の審査において、委員が審査対象となっている法人等の顧問弁護士その他の利害関係人であるときは、当該委員は、当該法人等の審査から除くものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を選定委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員長又は委員は、直接的、間接的を問わず、応募事業者に対し特別な援助、助言等を行ってはならない。

2 委員長及び委員その他関係者は、委員会の内容又は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、加須げんきプラザにおいて行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年1月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月25日から施行する。